

# 株式会社ダイエー等に対する 債権の譲渡及び弁済受領完了について

平成 18 年 11 月 10 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる債権の譲渡及び弁済受領を完了することとなりました。これにより、機構が対象事業者に対して有する債権その他は一切なくなります。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

< 主要な対象事業者 >

株式会社ダイエー

主要な対象事業者を除く対象事業者の名称は別紙 1 のとおり。

## 2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 12 月 28 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、平成 17 年 2 月 28 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

平成 17 年 3 月に、丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）及び株式会社アドバンテッジパートナーズ（現アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合。以下「アドバンテッジパートナーズ」という。）（以下 2 社を合わせて「スポンサーグループ」という。）をスポンサーとして選定し、同年 5 月には丸紅の 100% 子会社である丸紅リテールインベストメント株式会社、アドバンテッジパートナーズが国内外の機関投資家とともに組成するファンドが匿名組合員として出資する匿名組合の営業者である有限会社 DRF、並びに機構を引受先とする第三者割当増資を実施しました。

その後、機構は、スポンサーグループとともに対象事業者の事業再生をサポートしてきましたが、その再生に一定の目処が立ったことから、平成 18 年 8 月に対象事業者に対して保有する株式の全てについて、スポンサーである丸紅へ譲渡しています。

（注）機構は、対象事業者に対して、10,000 百万円の現金出資及び額面合計 40,000 百万円の債権の現物出資（DES）により議決権割合の 33.67% にあたる議決権付種類株式を取得していました。

## 3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 366,646 百万円の債権を、事業再生計画に基づく金融機関等による 112,583 百万円の債権放棄後、247,022 百万円で買取り、40,000 百万円の DES を行った後、残った 214,064 百万円の債権について、事業収益および担保処分等から一部弁済を受けておりました。今般、残存する債権 133,821 百万円のうち、8,102 百万円について金融機関あて譲渡を行うとともに、125,719 百万

円の弁済受領を完了するものです。

4. 主務大臣の意見  
なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階  
株式会社産業再生機構 企画調整室  
電話番号 03-6212-6437

その他の対象事業者の名称

株式会社十字屋

株式会社チャンネルシティ・オーパ

株式会社中合

株式会社サカエ（現 株式会社グルメシティ近畿、平成 18 年 3 月商号変更）

九州スーパーマーケットダイエー株式会社（現 株式会社グルメシティ九州、  
平成 18 年 3 月商号変更）

株式会社日本流通リース

株式会社浦安中央開発（平成 18 年 7 月ダイエーと合併、解散）

株式会社オレンジエステート（平成 18 年 7 月ダイエーと合併、解散）

株式会社セリティフーズ

株式会社デイリートップ（事業再編により平成 18 年 11 月解散予定）

株式会社西神オリエンタル開発（事業再編により平成 18 年 6 月株式売却済）